

消防総第 315 号  
消防技第 57 号  
消防消第 97 号  
消防予第 114 号  
消防災第 36 号  
消防地第 308 号  
消防広第 162 号  
消防研第 89 号  
令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿  
各市町村長 殿

消防庁次長  
(公印省略)

大分市大規模火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、令和 7 年 11 月 18 日に発生した大分市大規模火災（以下「本火災」という。）を受けて、「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめました。

本火災の教訓を踏まえた消防防災対策の推進に取り組むとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、下記の事項について、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<参考>

- ・「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」  
[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-186.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-186.html)

記

## 第 1 密集住宅市街地における防火安全対策

### ア 火災予防上管理が不十分な空き家等に係る取組

- 密集住宅市街地の管理が不十分な空き家等については火災予防条例（例）第 24 条（空き家の管理等）を踏まえ、消防本部においてその把握や所有者等における適切な管理を促進すること。
- これに当たり、消防本部においては、「密集住宅市街地における空き家

等に対する火災予防ガイドライン等について」(令和8年3月27日付け消防予第111号)を参考とすること。

- 密集住宅市街地の防火安全性を高めるためには、当事者である住民の理解・協力が不可欠であることから、密集住宅市街地の火災危険性、防火安全対策に係る法制度や支援措置等について、全国火災予防運動や建築物防災週間の機会等を捉え、建築部局と連携した住民への広報啓発を図ること。

#### イ 火災の早期覚知・通報

- 密集住宅市街地においては、出火時の迅速な初動対応により火元からの延焼拡大を防ぐことが被害軽減を図るうえで必要なため、火災の早期覚知・通報に向けて住宅用火災警報器と連動した戸外警報器や消防機関に直接通報する警報器(以下「自動火災通報システム」という。)の普及を推進すること。
- なお、消防庁から住宅用火災警報器と連動した戸外警報器や自動火災通報システムの普及推進に先進的に取り組んでいる事例の情報共有を予定しており、普及推進に当たってはこれを参考とすること。

※なお、住宅等の密集している地域におけるまちづくりについて、国土交通省から各都道府県に対し、別添のとおり通知が発出されているため、あわせて参照されたいこと。

## 第2 密集住宅市街地における消防活動・応援体制

### ア 密集住宅市街地における効率的な消防活動

#### (ア) 大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定

- 「糸魚川大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について」(平成29年7月31日消防消第193号)により、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定を実施していない消防本部は、速やかに実施すること。
- また、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定に当たっては、国土交通省からの別添通知も踏まえ、住宅・まちづくり部局における密集住宅市街地の把握状況も参考とするとともに、住宅・まちづくり部局に対し大規模な火災につながる危険性の高い地域の指定に係る情報を提供するなど、相互に連携の強化を図ること。

#### (イ) 火災防ぎょ計画の策定・充実

- 大規模な火災につながる危険性の高い地域として指定した地域については、速やかに当該地域の火災防ぎょ計画を策定すること。
- 火災防ぎょ計画は、地域の特性や初動の消防活動だけではなく、当該地域における延焼阻止線の設定要領や継続的な水利確保の方法、必要な消防力の規模など、延焼拡大時の対応を含めた計画として策定すること。既に策定済みの火災防ぎょ計画についても必要な見直しを行うこと。

- 地域における空き家の情報は、消火活動と並行して実施する人命検索や避難誘導に資する情報になるとともに、飛び火警戒の重要度の判断に資する情報になり得ることから、空き家の位置等についても必要に応じて火災防ぎょ計画に記載すること。
- 必要な消防力を早期に確保するため、近隣の消防本部からの応援要請等について、それぞれの火災防ぎょ計画に記載すること。
- 火災防ぎょ計画を見直す際には、「密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の見直し等について」（令和8年3月27日付消防消第92号・消防広第159号）を参考とすること。

#### イ 密集住宅市街地における火災に係る適切な応援要請

##### (ア) 応援要請基準の明確化

- 消防力や地域の実情等を踏まえた具体的な応援要請基準を定めておくこと。密集住宅市街地等の大規模な火災につながる危険性の高い地域を管轄する消防本部は、当該地域において「強風注意報等の発表下において火災が発生した場合」、「〇棟以上延焼している場合」のように、具体的な事象の発生を引き金に応援要請をするよう定めておくこと。
- また、人員や車両・資機材が比較的充実している一定規模以上の消防本部においては、消防力が優位な分、応援要請が必要な具体的な事象が想定しづらいことから、別の災害に備えて管内全域で最低限待機しておくべき消防隊数を基にした要請基準を定めておくことを検討すること。
- その際には、「密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の見直し等について」（令和8年3月27日付消防消第92号・消防広第159号）を参考とすること。

##### (イ) 消防相互応援協定の充実

- 被災地の応援要請の判断への助言や都道府県内応援部隊の早期の出動を行うため、被災地以外の消防本部が応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できるよう、各都道府県内の消防相互応援協定に定めておくこと。
- 都道府県の実情によっては、早期に被災地に出動できるよう、代表消防機関だけでなく地域毎に出動できる消防本部を定めておくことや、都道府県内応援部隊を要請した場合の出動部隊とその規模、出動までに要する時間を事前に共有しておくことを検討すること。
- その際には、「都道府県内の消防相互応援協定に関する優良事例の紹介について」（令和8年3月27日付消防広第161号）を参考とすること。

#### 第3 密集住宅市街地での火災対応のための新たな装備・技術の活用・開発

- 今後の密集住宅市街地における大規模火災に対応するため、狭所・傾斜地での迅速な消火、消防水利の確保、延焼拡大状況の把握、飛び火等による延焼拡大の防止といった点が消防活動上の課題に対応する装備・技術の導入を図ること。

- 近年急速に発展している AI やロボティクス等の新技術を活用し装備・技術については、消防力の充実・強化のための新技術現場実装モデル事業の活用等を通じ、消防本部における導入効果や運用方法を示していくほか、現時点では実用化に至っていない装備・技術については、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）の活用等により、研究開発を推進していくので、積極的に参画されたいこと。

#### 第4 住民の避難行動等

##### ア 地域コミュニティにおける共助のつながり

- 住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化等が危惧される中で、平時からの防災の取組等によって地域コミュニティにおける共助のつながりを維持する働き掛けを図ること。なお、その際、地域コミュニティの状況は様々であることから、各地方公共団体、各地域が自らの地域の課題等の実情に応じた取組方針を検討すること。

##### イ 平時からの避難訓練の実施及び多様な主体の連携

- 多様な主体が連携した地域の実情に応じた避難訓練等を定期的実施するよう努めること。災害リスクが相対的に低い地域でも、優良事例の周知に加え、防災講演会等の地域防災力向上の事業活用等を通じ、火災を含めた各種災害への住民等の防災意識向上や災害対応力の強化を図ること。
- 災害時に自治会・自主防災組織・民生委員・防災士・消防団・デイサービス等の福祉事業者等、多様な主体が連携し、自ら動ける仕組みの構築に、自主防災組織等の取組を支援する自主防災組織等活性化推進事業の活用等を通じて、地域の課題等の実情に応じた形で、平時から取り組むよう努めること。
- 災害が急激かつ広範囲に拡大するケースも有り得るため、地方公共団体は地域の実情に応じて大規模火災に適した避難先を予め定めた上で、延焼範囲等に応じた適切な避難先を検討し、迅速な避難指示判断ができるような体制整備等を図ること。加えて、防災行政無線や SNS 等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化の推進を図ること。
- 大規模災害時等においては消防機関の到着が遅れること等も想定され、初動対応としての自主防災組織等による初期消火も極めて重要であるため、自主防災組織等が平時から消火訓練に取り組むとともに、日頃から消火資機材の点検を行うほか、女性や高齢者でも扱いやすい小口径・軽量の消火用ホースや小型可搬ポンプの整備等も検討すること。

##### ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定・共有等

- 災害時に避難行動要支援者や避難支援等関係者が自発的に行動するために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を整備した上で、個人情報に留意しつつ、地域内の関係者への共有や更新等を積極的に進め、それらを活用した避難訓練等の平時の取組に努めること。